

令和4年1月

お客様各位

「お客さまの情報」の定期的な確認についてのご協力をお願い

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっていますが、日本国内においても特殊詐欺などの金融犯罪が多数発生しており、全国の金融機関では、こうした金融犯罪(マネー・ローンダリング)から、お客さまの大切なご預金お守りするために様々な取組みを進めております。

その一環として、弊金庫では、「犯罪収益移転防止法」、および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、過去に確認させていただきましたお客さまの情報(職業や業種、お取引目的など)について、店頭や訪問、DM(ダイレクトメール)等により、定期的に確認させていただき取組みを進めております。

なお、DMにつきましては、書面によりご回答いただく方法と、スマートフォンやタブレットからご回答いただく方法からご選択いただけるようになっております。

お客さまにおかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、「お客さま情報」の定期的な確認は、お客さまが知らない間に金融犯罪に巻き込まれないための取組みであることをご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(注)「お客さま情報」の定期的な確認にあたり、弊金庫の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」は絶対にありませんのでご注意ください。

マネー・ローンダリングとは、犯罪で得た資金を、あたかも正当な取引で得たように見せかけたり、いくつかの金融機関を転々とさせて資金の出所を隠す行為をいいます。

以上

[全信協HP「信用金庫をご利用のお客さまへのお知らせ」](#)

(一般社団法人全国信用金庫協会・金融庁)

https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html